

平成25年住宅・土地統計調査 結果の概要

本書は、平成25年10月1日現在で実施した「平成25年住宅・土地統計調査」の新潟県分の概要をまとめたものです。

全国の集計結果はインターネットで総務省のホームページからご覧いただけます。

総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/>

目次

調査の概要	2
用語の解説	4
結果の概要	8
1 住宅・世帯の概況	8
(1) 総住宅数と総世帯数の推移	8
(2) 居住世帯の有無	8
2 住宅の状況	10
(1) 住宅の建て方と構造	10
(2) 住宅の所有の状況	10
(3) 専用住宅の規模	12
(4) 住宅の設備	12
(5) 耐震状況	13
3 高齢者のいる世帯	14
(1) 世帯数の推移	14
(2) 高齢者のための設備	15
主要指標	
都道府県の指標	18
市の指標	20

新潟県総務管理部統計課

生活統計班 人口・教育統計担当

(025) 280-5420 (直通) (内線2437)

新潟県ホームページ (にいがた県統計ボックス)

<http://www.pref.niigata.lg.jp/tokei/>

《 調 査 の 概 要 》

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住戸（住宅及び住宅以外で人が居住する建物）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とし、昭和23年以来5年ごとに行われている調査で、平成25年調査はその14回目に当たります。

2 調査の根拠

平成25年住宅・土地統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である住宅・土地統計を作成するための調査）であり、住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）に基づいて実施しました。

3 調査の時期

平成25年10月1日午前零時現在によって実施しました。

4 調査の地域

全国の平成22年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成25年2月1日現在により設定した単位区のうち、約21万単位区（以下「調査単位区」という。）について調査し、本県では4,383調査単位区について調査しました。

5 調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（1調査単位区当たり17住戸、全国で約350万住戸・世帯、本県で約75,000住戸・世帯）を対象としました。

6 調査事項

世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査しました。

[全調査単位区共通の調査事項]

(1) 住宅等に関する事項

- ア 居住室の数及び広さ
- イ 所有関係に関する事項
- ウ 敷地面積
- エ 敷地の所有関係に関する事項

(2) 住宅に関する事項

- ア 構造
- イ 腐朽・破損の有無
- ウ 階数
- エ 建て方
- オ 種類

- カ 建物内総住宅数
- キ 建築時期
- ク 床面積
- ケ 建築面積
- コ 家賃又は間代に関する事項
- サ 設備に関する事項
- シ 増改築及び改修工事に関する事項
- ス 世帯の存しない住宅の種別
- (3) 世帯に関する事項
 - ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
 - イ 種類
 - ウ 構成
 - エ 年間収入
- (4) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
 - ア 従業上の地位
 - イ 通勤時間
 - ウ 東日本大震災による転居に関する事項
 - エ 現住居に入居した時期
 - オ 前住居に関する事項
 - カ 子に関する事項
- (5) 住環境に関する事項
- (6) 現住居以外の土地の所有に関する事項
- [調査票乙対象調査単位区のみ調査事項]
- (7) 現住居以外の住宅及び土地に関する事項
 - ア 所有関係に関する事項
 - イ 所在地
 - ウ 面積に関する事項
 - エ 利用に関する事項

7 調査の方法

総務省統計局を主管部局とし、総務大臣―都道府県知事―市町村長―指導員―調査員―調査世帯の流れにより、都道府県知事が任命した調査員が調査対象世帯を訪問して調査票を配布し、後日収集する方法により実施しました。また、全世帯において、調査票の提出に代えてインターネットによる回答（オンライン調査）を可能としました。

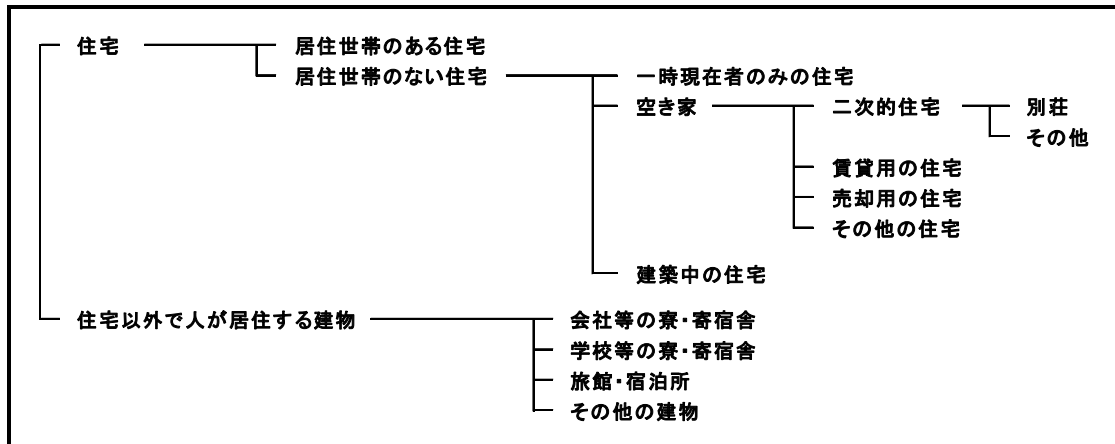
空き家などの居住世帯のない住宅については、調査員が外観等から判断することにより、調査項目の一部について調査しました。

8 集計及び結果の公表

調査票は市町村・都道府県を經由して総務省統計局に集められた後、独立行政法人統計センターで集計されました。集計結果は、総務省統計局でとりまとめ、インターネット、刊行物及び閲覧に供する方法で公表しています。

《 用語の解説 》

<住宅>



住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 一つ以上の居室 ② 専用の炊事用流し(台所) ③ 専用のトイレ ④ 専用の出入口※ | } | <p>共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものも含む。</p> |
|--|---|--|

※ 屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口

したがって、上記の要件を満たしていれば、ふだん人が居住していなくても、ここでいう「住宅」となる。

また、ふだん人が居住していない住宅を「**居住世帯のない住宅**」として、次のとおり区分した。

【一時現在者のみの住宅】

昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅

【空き家】

二次的住宅

別荘 …… 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅

その他 …… ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

賃貸用の住宅

新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅

売却用の住宅

新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅

上記以外の人が入居していない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

(注：空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。)

【建築中の住宅】

住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの(鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの)。

なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していなくても、「空き家」とした。また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住している住宅とした。

住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。この住宅以外の建物には、次のものが含まれる。

- ① 会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業員をまとめて居住させる「会社等の寮・寄宿舎」
- ② 学校の寄宿舎などのように、生計を共にしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる「学校等の寮・寄宿舎」
- ③ 旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための「旅館・宿泊所」
- ④ 下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない「その他の建物」

なお、この調査で、「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「**居住している**」とは、ふだん住んでいるということで、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

住宅の種類

住宅をその用途により、次のとおり区分した。

【専用住宅】

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅

【店舗その他の併用住宅】

商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅

住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

【一戸建】

一つの建物が1住宅であるもの

【長屋建】

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

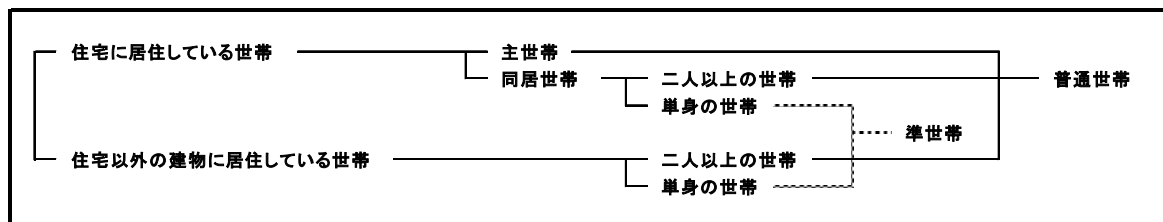
【共同住宅】

一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。1階が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある場合も「共同住宅」とした。

【その他】

上記のどれにも当てはまらないもので、例えば、工場や事務所などの一部が住宅となっているような場合

<世帯>



主世帯、同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

普通世帯、準世帯

「普通世帯」とは、住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした（主世帯は、すべて「普通世帯」である）。住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は、家族と一緒に住んでいたり、寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」とした。

「準世帯」とは、単身の下宿人・間借り人、雇主と同居している単身の住み込みの従業員や、寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれらの人々の集まりの世帯をいう。

高齢者の世帯の型

高齢者世帯を次のとおり区分した。

(1) 65歳以上の単身世帯

(2) 65歳以上の夫婦世帯

ア いずれか一方のみが65歳以上の夫婦

夫又は妻のいずれか一方のみが65歳以上の夫婦のみの世帯

イ 夫婦とも65歳以上

夫及び妻のいずれも65歳以上の夫婦のみの世帯

《 結 果 の 概 要 》

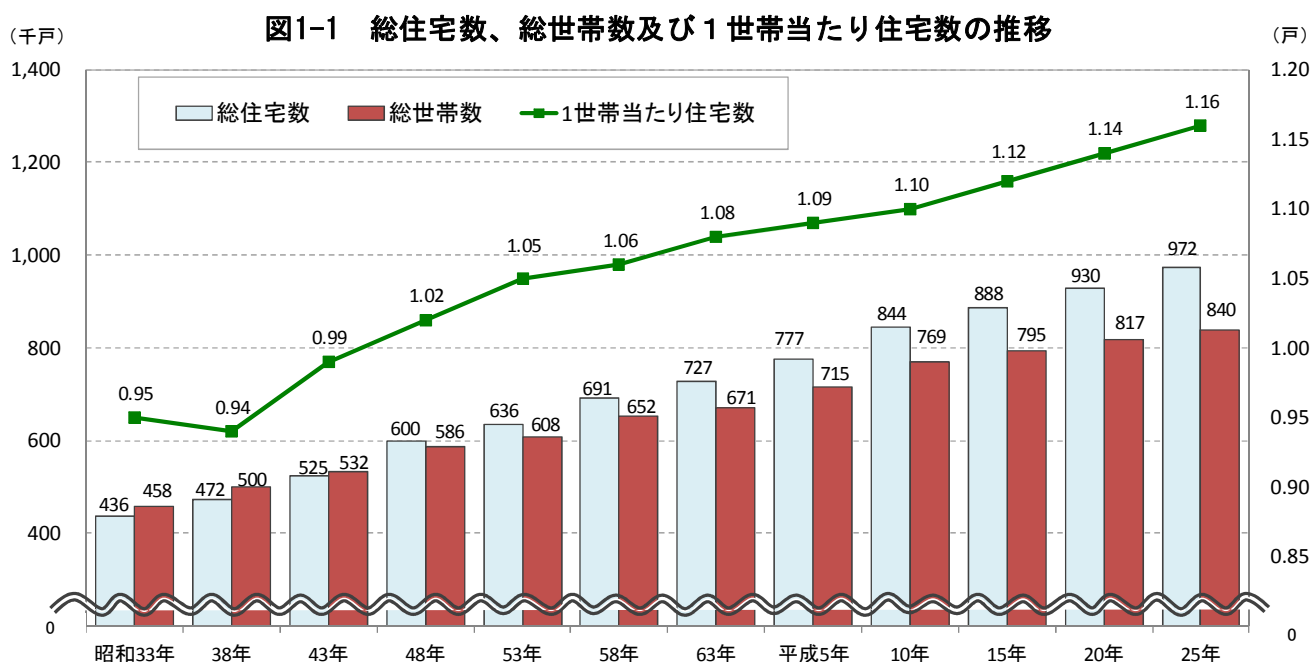
1 住宅・世帯の概況

(1) 総住宅数と総世帯数の推移

総住宅数は972,300戸、1世帯あたりの住宅数は1.16戸 増加率は4.6%

平成25年10月1日現在における新潟県の総住宅数は972,300戸、総世帯数は839,900世帯で、平成20年と比べると、総住宅数は42,600戸（増加率4.6%）、総世帯数は23,200世帯（同2.8%）、それぞれ増加しています。総住宅数は昭和38年の472,000戸から、50年間で約2.1倍に増加しています。

また、昭和33年から総住宅数と総世帯数の推移をみると、昭和43年までは総世帯数が総住宅数を上回っていましたが、昭和48年に逆転し、その後も総住宅数が総世帯数を上回っています。総住宅数と総世帯数の差は拡大傾向にあり、平成25年には総住宅数が総世帯数を132,400戸上回り、1世帯あたりの住宅数は1.16戸となっています。〈図1-1〉



(2) 居住世帯の有無

居住世帯のある住宅は835,100戸、総住宅数の85.9%

総住宅数を居住世帯の有無別にみると、居住世帯のある住宅は835,100戸（総住宅数の85.9%）で、空き家などの居住世帯のない住宅は137,100戸（同14.1%）となっています。

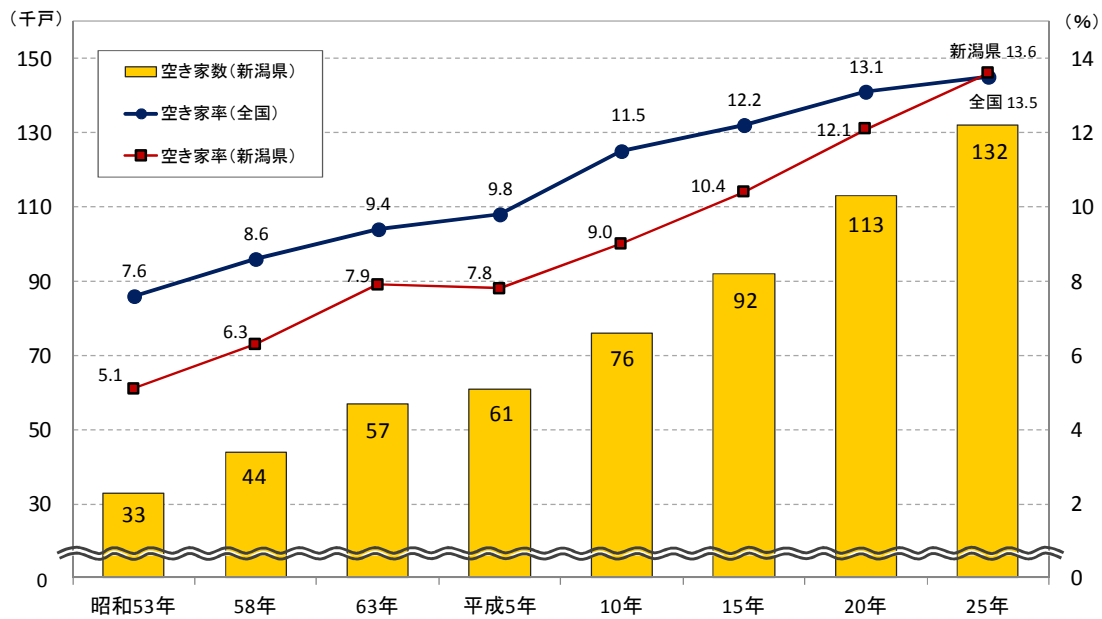
空き家は132,000戸、総住宅数の13.6%

空き家の推移をみると、昭和38年の6,500戸から一貫して増加を続けており、5年前の平成20年に初めて10万戸を超え、平成25年ではさらに19,200戸増加し、132,000戸（増加率17.0%）となっています。

また、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）も、平成15年に初めて10%台となり、平成25年では13.6%となっています。平成20年と比べると、1.5ポイント上昇しています。

<図1-2>

図1-2 空き家数・空き家率の推移



空き家の内訳をみると、「賃貸用の住宅」が51,100戸（空き家全体の38.7%）、別荘などの「二次的住宅」が7,700戸（同5.8%）、「売却用の住宅」が2,900戸（同2.2%）などとなっています。<図1-3>

空き家を建て方別でみると、「共同住宅」が71,500戸（空き家全体の54.2%）、「一戸建」が55,900戸（同42.3%）、「長屋建」が4,400戸（同3.3%）などとなっています。

<図1-4>

図1-3 空き家の内訳

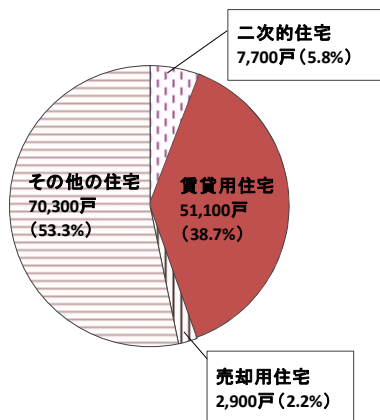
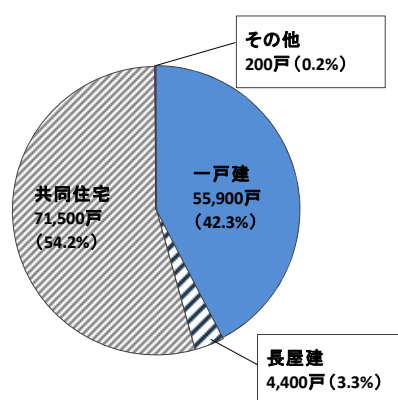


図1-4 建て方別空き家数



2 住宅の状況

居住世帯のある住宅（以下「住宅」という。）の状況は次のとおりです。

（1）住宅の建て方と構造

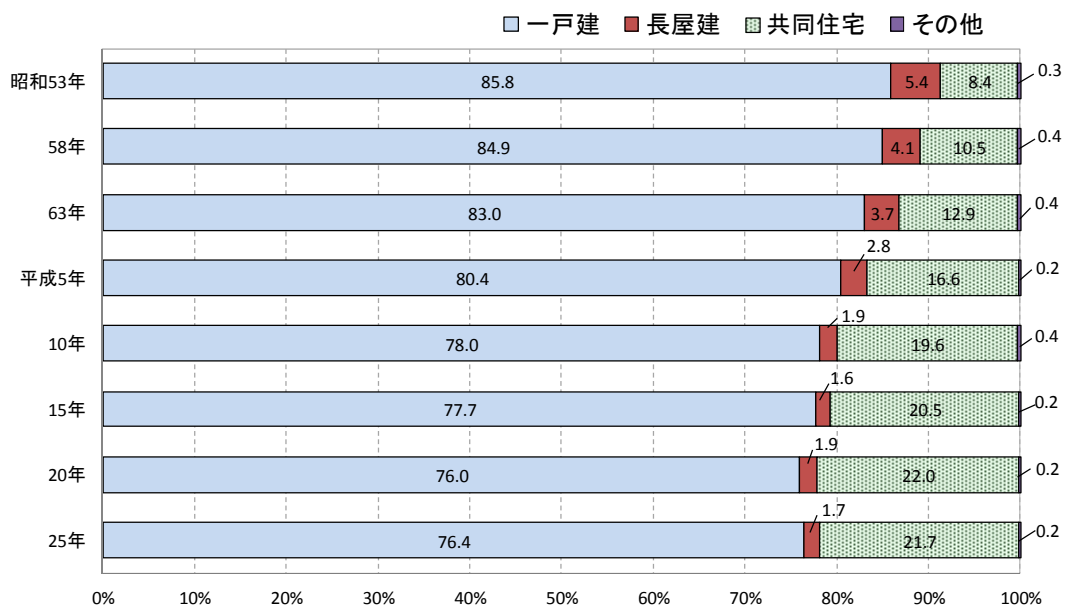
一戸建の割合は76.4%、平成20年から0.4ポイント上昇、全国で7番目に高い割合

住宅を建て方別にみると、「一戸建」は638,100戸（住宅全体の76.4%）で、「共同住宅」は181,400戸（同21.7%）、「長屋建」は14,200戸（同1.7%）、「その他」は1,400戸（同0.2%）となっています。平成20年と比べると、「一戸建」は22,300戸（増加率3.6%）、共同住宅は3,200戸（同1.8%）それぞれ増加しています。

建て方別割合の推移をみると、「一戸建」は昭和53年の85.8%から平成25年の76.4%へ、9.4ポイント減少しているのに対し、「共同住宅」は昭和53年の8.4%から平成25年の21.7%へ、13.3ポイント増加しています。〈図2-1〉

住宅を構造別にみると、「木造（防火木造を含む）」は701,500戸（住宅全体の84.0%）、「鉄筋・鉄骨コンクリート造」や「鉄骨造」などの「非木造」は133,700戸（同16.0%）となっていて、平成20年と比べると、「木造」は23,700戸（増加率3.5%）、「非木造」は800戸（増加率0.6%）、それぞれ増加しています。

図2-1 住宅の建て方別割合の推移



（2）住宅の所有の状況

持ち家は630,800戸、持ち家住宅率は75.5%、全国で5番目に高い割合

住宅を所有の関係別にみると、「持ち家」は630,800戸で、住宅全体に占める割合（持ち家住宅率）は75.5%となっています。「借家」は194,800戸で、住宅に占める割合は23.3%となっています。持ち家住宅率は減少傾向にありましたが、5年前の平成20年の73.9%と比べると1.6ポイント上昇しています。〈図2-2、2-3〉

また、住宅の所有の関係別割合を建て方別にみると、一戸建は「持ち家」が96.1%と9割以上を占めています。

図2-2 所有の関係別住宅数の推移

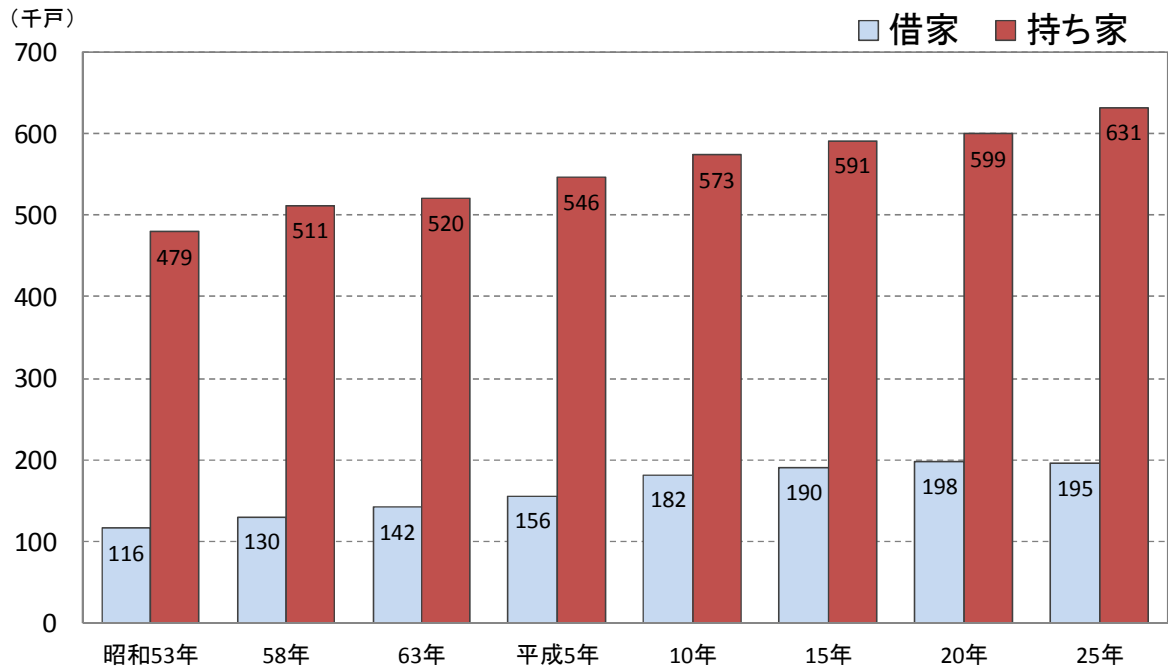
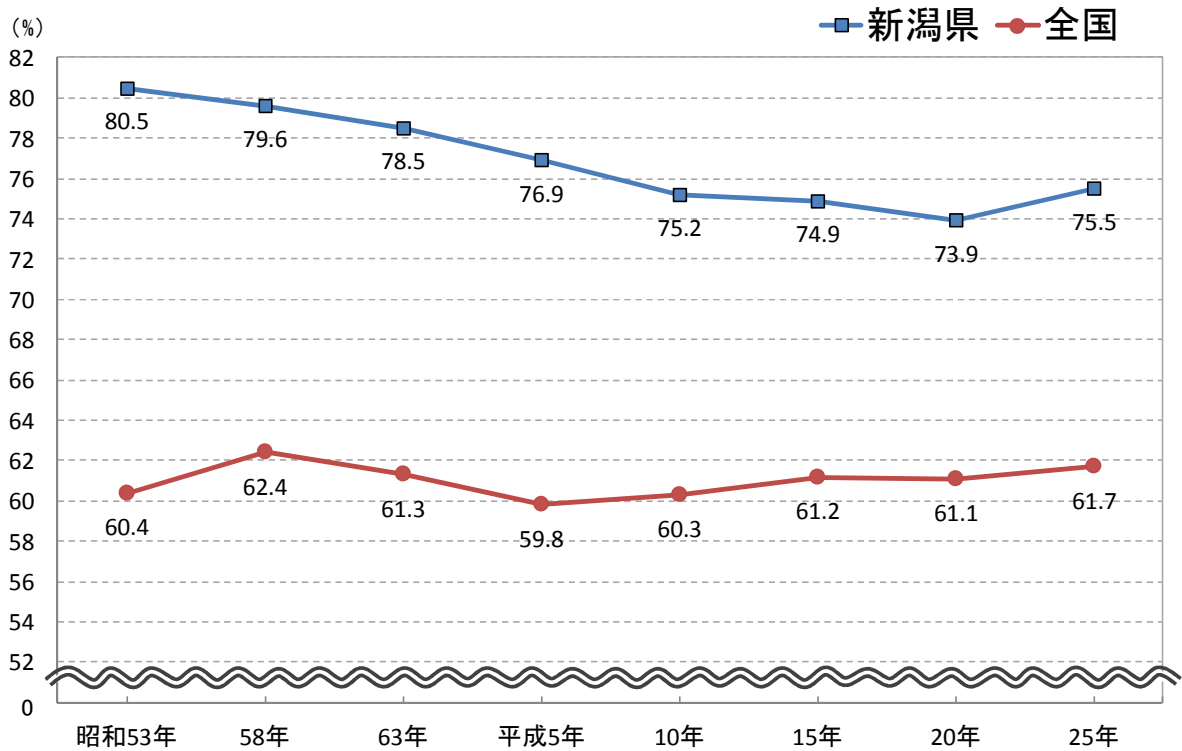


図2-3 持ち家住宅率の推移



(3) 専用住宅の規模

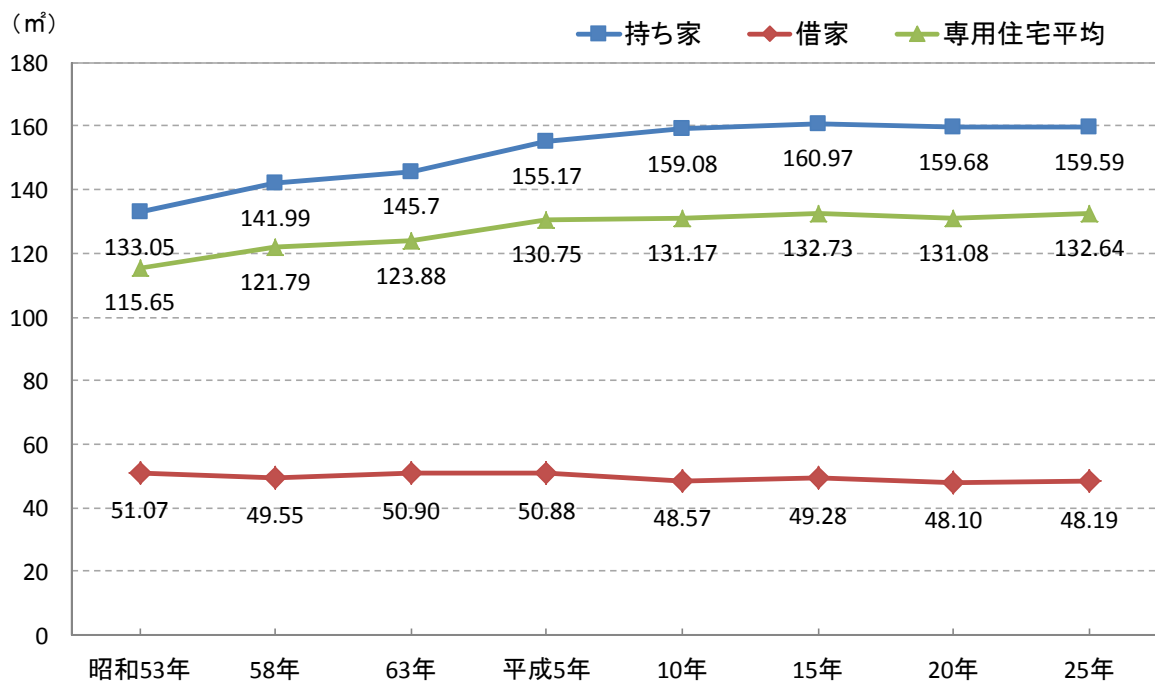
専用住宅の1住宅当たり延べ面積は132.64㎡、全国で5番目に広い

居住専用に建築された「専用住宅」の規模を1住宅当たりの延べ面積で見ると、132.64㎡となっています。これを住宅の所有の関係別にみると、持ち家が159.59㎡であるのに対し、借家は48.19㎡で、持ち家は借家の約3.3倍の広さとなっています。

また、1住宅当たりの延べ面積の推移（専用住宅平均）をみると、昭和53年の115.65㎡からこの35年間で16.99㎡増加しています。

<図2-4>

図2-4 専用住宅の1住宅当たり延べ面積の推移



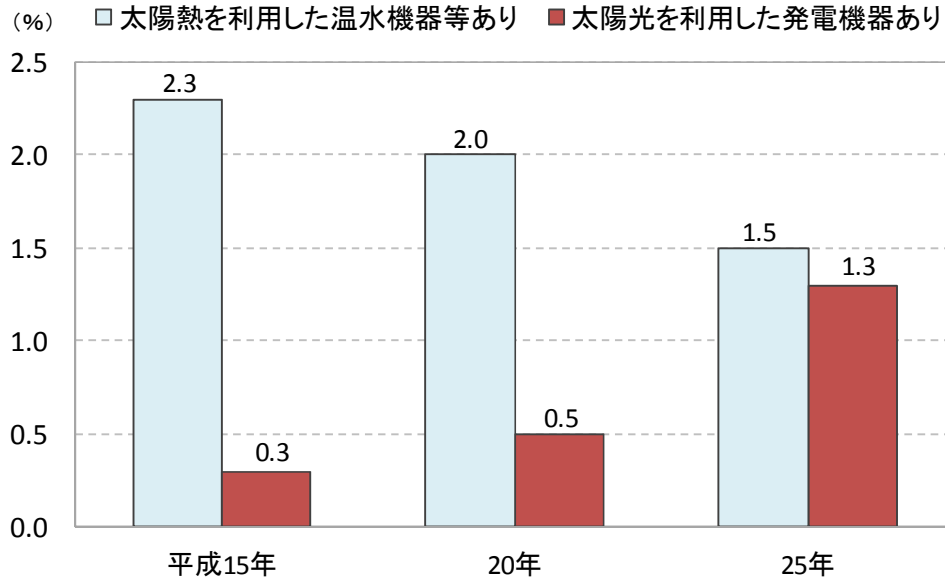
(4) 住宅の設備

「太陽光を利用した発電機器」のある住宅は11,100戸、平成20年より6,900戸増加

省エネルギー設備等のある住宅についてみると、「太陽熱を利用した温水機器等あり」の住宅は12,700戸（住宅全体の1.5%）で、平成20年の16,600戸と比べて3,900戸減少（減少率23.5%）しています。

一方、「太陽光を利用した発電機器あり」の住宅は11,100戸（住宅全体の1.3%）で、平成20年の4,200戸と比べて6,900戸増加（増加率164.3%）しており、「太陽光を利用した発電機器あり」の住宅は約2.6倍に増加しています。<図2-5>

図2-5 省エネルギー設備等のある住宅の割合



(5) 耐震状況

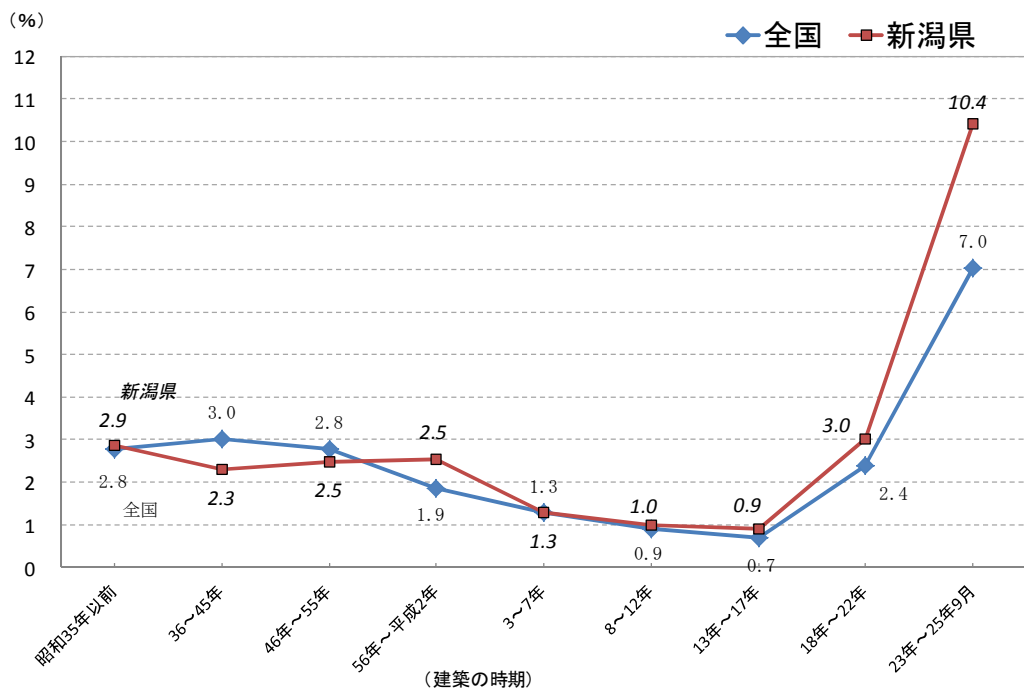
持ち家のうち、耐震改修工事をした住宅の割合は 2.4%

平成 21 年以降の耐震改修工事の状況を見ると、「持ち家」630,800 戸のうち、耐震改修工事をした住宅は 15,300 戸（持ち家全体の 2.4%）で、全国の 2.1% を 0.3 ポイント上回っています。

耐震工事をした住宅の割合を建築の時期別にみると、「平成 23 年～25 年 9 月」に建築された住宅が 10.4% と最も多く、次いで「平成 18 年～22 年」の 3.0% となっています。

<図 2-6 >

図2-6 持ち家のうち耐震改修工事をした住宅の割合



3 高齢者のいる世帯

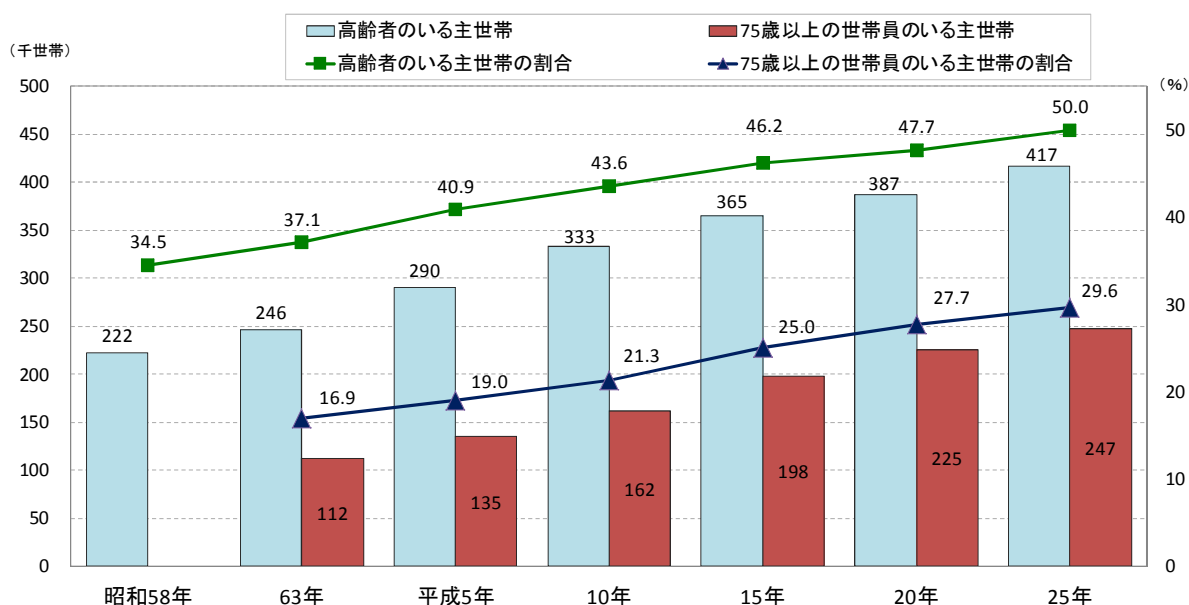
(1) 世帯数の推移

高齢者のいる主世帯は 417,300 世帯、主世帯総数の 50.0%

65歳以上の世帯員（以下「高齢者」という）のいる主世帯は 417,300 世帯で、主世帯全体（835,100 世帯）の 50.0%を占めています。平成 20 年の 386,600 世帯と比べると、30,700 世帯増加（増加率 7.9%）しています。

また、75歳以上の世帯員のいる主世帯をみると、集計を開始した昭和 63 年は 112,200 世帯（主世帯全体の 16.9%）でしたが、平成 25 年には 247,300 世帯（同 29.6%）となり、平成 20 年と比べると 22,700 世帯増加（増加率 10.1%）しています。＜図 3-1＞

図3-1 高齢者のいる主世帯の推移



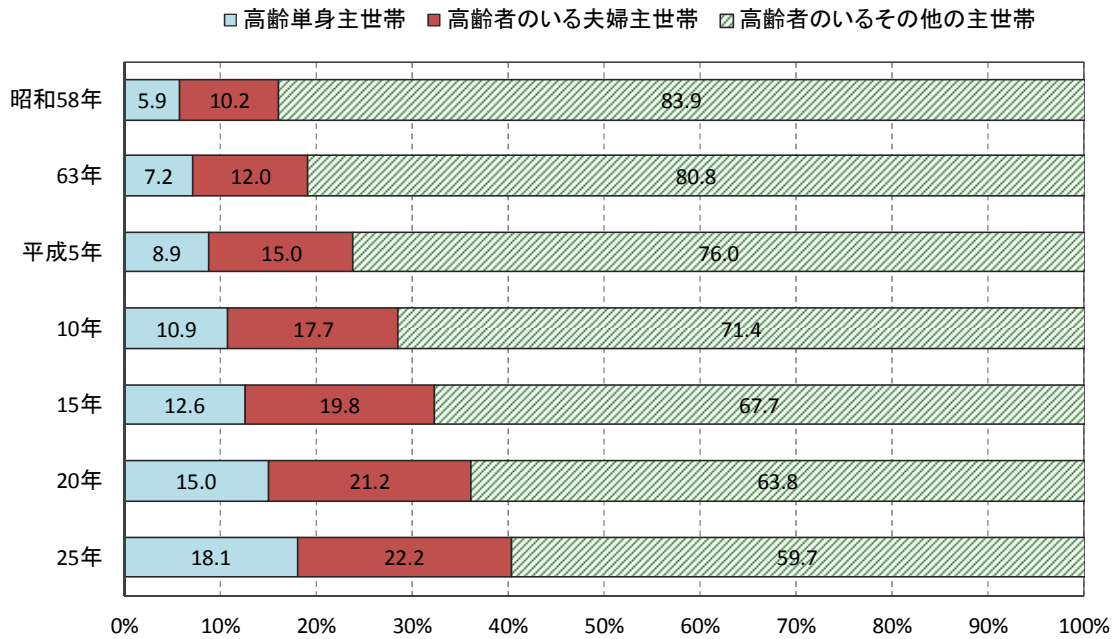
(注) 75歳以上の世帯員のいる主世帯については昭和63年から集計している

高齢単身主世帯の割合は 18.1%、3.1ポイント上昇

高齢者のいる主世帯を世帯の型別にみると、「高齢単身主世帯」は 75,400 世帯（高齢者のいる主世帯全体の 18.1%）、「高齢者のいる夫婦主世帯」は 92,800 世帯（同 22.2%）、「高齢者のいるその他主世帯」は 249,100 世帯（同 59.7%）となっています。平成 20 年と比べると、「高齢単身主世帯」は 17,300 世帯増加（増加率 29.8%）、「高齢者のいる夫婦主世帯」は 10,900 世帯増加（増加率 13.3）しています。＜図 3-2＞

(注) 高齢者のいる世帯 …………… 65歳以上の世帯員のいる世帯
 「高齢単身世帯」 …………… 65歳以上の単身者のみの世帯
 「高齢者のいる夫婦世帯」 …………… 夫婦とも又はいずれか一方が 65歳以上の夫婦一組のみの世帯
 「高齢者のいるその他の世帯」 …… 高齢者のいる世帯から上記の二つを除いたもの
 (高齢者と生計を共にするその他の世帯員で構成されている世帯)

図3-2 高齢者のいる主世帯の型別割合の推移



(2) 高齢者のための設備

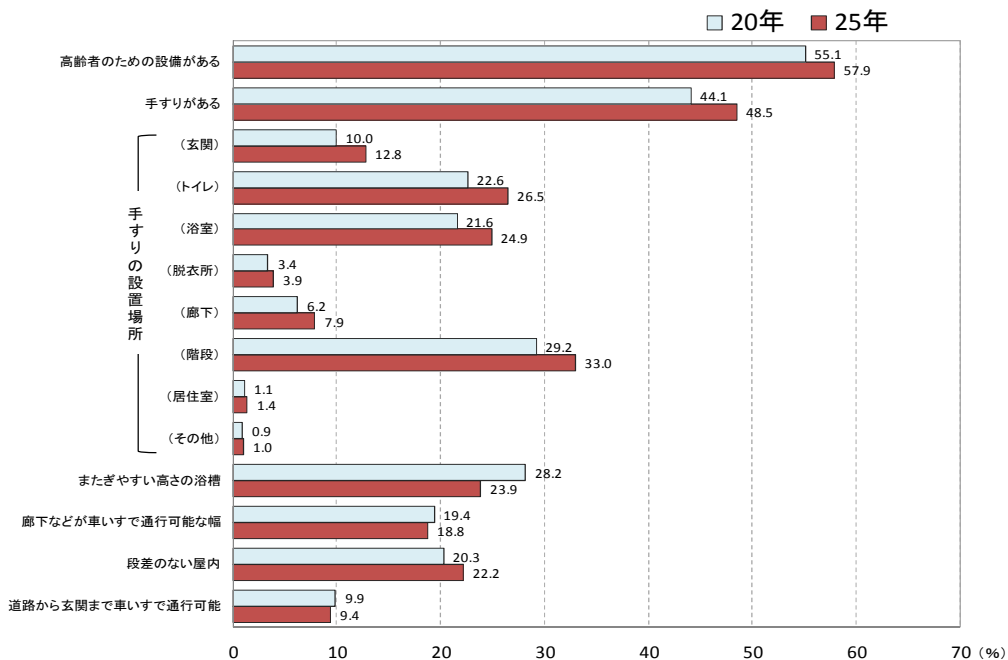
高齢者等のための設備がある割合は57.9%、全国で4番目に高い割合

高齢者等のための設備についてみると、設備がある住宅は483,600戸(住宅全体の57.9%)で、平成20年の446,300戸(同55.1%)に比べ、37,300戸増加(増加率8.4%)しています。

設備のうち「手すりがある」住宅は、405,100戸(住宅全体の48.5%)で、平成20年の357,900戸(同44.1%)に比べ47,200戸増加(増加率13.2%)しています。

手すりの設置場所をみると、「階段」が275,900戸(住宅全体の33.0%)と最も高く、次いで「トイレ」が221,200戸(同26.5%)、浴室が207,700戸(同24.9%)などとなっています。<図3-3>

図3-3 高齢者のための設備がある住宅の割合(住宅全体)



主 要 指 標

※ 総務省統計局では人口1万5千人以上の町村について集計しており、新潟県の町村は集計対象外となっています。

※ 表中の順位は、表章単位で決定しています。

都道府県の指標

	総住宅数				総住宅数		居住世帯のある住宅 (戸)	空き家数 (戸)	空き家率 1)			一戸建率 2)		共同住宅率 2)	
	H20 (戸)	H25 (戸)	割合		増減率 (%)	順位			H20 (%)	H25 (%)	順位	%	順位	%	順位
			(%)	順位											
	(戸)	(戸)	(%)	順位	(%)	順位			(%)	(%)	順位	(%)	順位	(%)	順位
全国	57,586,000	60,628,600	100.0		5.3		52,102,200	8,195,600	13.1	13.5		54.9		42.4	
北海道	2,730,500	2,746,600	4.5	7	0.6	43	2,345,700	388,200	13.7	14.1	25	53.4	40	42.0	10
青森県	580,800	586,300	1.0	28	0.9	42	503,000	81,200	14.6	13.8	28	76.8	5	19.7	42
岩手県	549,500	552,100	0.9	32	0.5	44	472,800	76,300	14.1	13.8	28	72.7	17	22.4	37
宮城県	1,013,900	1,034,100	1.7	14	2.0	38	931,700	96,900	13.7	9.4	47	55.4	38	41.5	11
秋田県	437,400	446,900	0.7	38	2.2	35	389,000	56,600	12.6	12.7	37	81.0	1	17.2	47
山形県	432,700	431,900	0.7	38	△ 0.2	46	383,900	46,100	11.0	10.7	45	79.8	2	18.4	46
福島県	808,200	782,300	1.3	23	△ 3.2	47	686,000	91,800	13.0	11.7	41	70.5	22	26.2	27
茨城県	1,223,800	1,268,200	2.1	13	3.6	29	1,076,100	184,700	14.6	14.6	22	73.5	15	24.4	31
栃木県	839,900	879,000	1.4	19	4.7	17	730,200	143,400	15.0	16.3	10	74.0	14	24.6	29
群馬県	855,800	902,900	1.5	17	5.5	10	748,100	150,100	14.4	16.6	9	74.6	11	23.3	35
埼玉県	3,029,000	3,266,300	5.4	5	7.8	4	2,894,900	355,000	10.7	10.9	44	56.1	37	42.3	9
千葉県	2,717,700	2,896,200	4.8	6	6.6	6	2,517,000	367,200	13.1	12.7	37	54.1	39	43.8	8
東京都	6,780,500	7,359,400	12.1	1	8.5	2	6,472,600	817,100	11.1	11.1	43	27.8	47	70.0	1
神奈川県	4,067,800	4,350,800	7.2	3	7.0	5	3,843,200	486,700	10.5	11.2	42	41.6	45	56.1	2
新潟県	929,700	972,300	1.6	15	4.6	19	835,100	132,000	12.1	13.6	31	76.4	7	21.7	40
富山県	424,300	439,000	0.7	38	3.5	30	379,800	56,200	12.3	12.8	35	79.7	3	18.8	45
石川県	498,000	520,400	0.9	32	4.5	21	439,900	76,900	14.6	14.8	19	71.5	21	26.7	25
福井県	308,700	309,600	0.5	45	0.3	45	265,200	43,000	15.1	13.9	26	78.5	4	19.4	43
山梨県	398,300	422,100	0.7	38	6.0	9	326,700	92,900	20.3	22.0	1	74.3	13	23.8	32
長野県	946,300	982,200	1.6	15	3.8	26	783,200	194,000	19.3	19.8	2	75.9	8	20.9	41
岐阜県	835,700	878,400	1.4	19	5.1	13	739,400	133,400	14.1	15.2	18	75.2	10	22.4	37
静岡県	1,597,900	1,659,300	2.7	10	3.8	26	1,380,400	270,900	14.2	16.3	10	67.8	31	30.4	16
愛知県	3,132,900	3,439,000	5.7	4	9.8	1	2,996,700	422,000	11.0	12.3	40	50.9	41	46.3	7
三重県	791,000	831,200	1.4	19	5.1	13	699,400	128,500	13.2	15.5	16	75.3	9	22.6	36
滋賀県	567,600	602,500	1.0	28	6.1	8	521,500	77,800	12.9	12.9	34	69.7	26	28.1	19
京都府	1,270,200	1,320,300	2.2	12	3.9	24	1,135,000	175,300	13.1	13.3	32	56.5	36	40.7	12
大阪府	4,346,000	4,586,000	7.6	2	5.5	10	3,882,400	678,800	14.4	14.8	19	40.7	46	55.2	4
兵庫県	2,520,700	2,733,700	4.5	7	8.5	2	2,368,300	356,500	13.3	13.0	33	50.5	42	46.7	6
奈良県	592,600	615,000	1.0	28	3.8	26	527,700	84,500	14.6	13.7	30	68.2	30	28.0	20
和歌山県	467,900	475,900	0.8	36	1.7	39	388,100	86,000	17.9	18.1	3	76.8	5	18.9	44
鳥取県	247,200	250,100	0.4	47	1.2	41	213,100	35,900	15.4	14.4	23	72.3	18	23.6	34
島根県	295,800	304,200	0.5	45	2.8	32	258,300	44,800	14.9	14.7	21	74.5	12	22.3	39
岡山県	866,600	885,300	1.5	17	2.2	35	740,400	140,100	14.8	15.8	14	69.4	27	27.3	23
広島県	1,356,200	1,393,500	2.3	11	2.8	32	1,166,700	221,300	14.6	15.9	13	57.6	35	39.1	13
山口県	691,600	706,400	1.2	25	2.1	37	588,800	114,400	15.1	16.2	12	69.0	28	27.8	21
徳島県	355,600	364,900	0.6	42	2.6	34	298,800	64,000	15.9	17.5	5	72.3	18	24.5	30
香川県	446,400	470,500	0.8	36	5.4	12	387,500	80,900	16.0	17.2	7	70.0	23	27.1	24
愛媛県	681,100	705,200	1.2	25	3.5	30	578,900	123,400	15.1	17.5	5	69.8	24	26.5	26
高知県	377,700	392,400	0.6	42	3.9	24	320,900	69,800	16.6	17.8	4	69.8	24	27.4	22
福岡県	2,374,800	2,492,700	4.1	9	5.0	15	2,163,200	316,800	13.7	12.7	37	46.1	43	51.1	5
佐賀県	322,900	338,200	0.6	42	4.7	17	293,300	43,300	11.1	12.8	35	73.3	16	23.7	33
長崎県	631,100	660,100	1.1	27	4.6	19	555,300	101,800	14.1	15.4	17	66.6	32	29.6	17
熊本県	769,500	804,300	1.3	23	4.5	21	687,200	114,800	13.4	14.3	24	65.3	33	31.7	15
大分県	546,500	569,500	0.9	32	4.2	23	477,300	89,900	14.1	15.8	14	63.7	34	33.6	14
宮崎県	509,600	533,900	0.9	32	4.8	16	458,200	74,200	12.3	13.9	26	71.9	20	26.1	28
鹿児島県	851,300	864,700	1.4	19	1.6	40	713,700	147,300	15.3	17.0	8	69.0	28	28.5	18
沖縄県	566,500	602,800	1.0	28	6.4	7	537,300	62,400	10.3	10.4	46	42.3	44	55.9	3

1) 「総住宅数」に対する割合
2) 「居住世帯のある住宅」に対する割合

都道府県の指標(続き)

	木造率 2) (防火木造を含む)		非木造率 2)		持ち家 (戸)	持ち家住宅率 2)		専用住宅									
	%	順位	%	順位		%	順位	1住宅 当たり		1住宅当 たり居住 室の量数 (畳)		1住宅 当たり 延べ面積 (㎡)		1人当た り居室 の量数 (畳)		1室当た り人員	
								居室数 (室)	順位	居室の量数 (畳)	順位	延べ面積 (㎡)	順位	居室の量数 (畳)	順位	人員 (人)	順位
全国	57.8		42.2		32,165,800	61.7		4.56		32.55		92.97		13.48		0.53	
北海道	69.1	24	30.9	24	1,353,900	57.7	43	4.40	40	33.39	30	91.39	38	14.90	14	0.51	17
青森県	88.2	1	11.7	47	358,600	71.3	14	5.46	16	41.46	9	121.06	11	15.95	4	0.48	28
岩手県	83.1	5	16.8	43	325,900	68.9	23	5.48	14	40.83	10	120.70	13	15.35	8	0.49	25
宮城県	65.4	33	34.6	14	540,000	58.0	42	4.57	37	33.28	31	95.86	34	13.37	35	0.54	8
秋田県	87.2	2	12.8	46	303,800	78.1	2	5.88	4	45.44	2	136.58	4	17.23	1	0.45	46
山形県	85.4	3	14.6	45	294,600	76.7	3	5.95	3	43.84	4	138.78	3	15.05	12	0.49	25
福島県	75.9	12	24.1	35	456,300	66.5	28	5.25	21	37.44	18	112.94	15	13.83	29	0.52	14
茨城県	76.0	11	24.0	36	767,700	71.3	14	5.09	23	37.10	21	107.31	25	13.80	30	0.53	11
栃木県	75.4	15	24.6	33	515,200	70.6	19	5.07	24	36.58	22	108.51	22	13.68	32	0.53	11
群馬県	77.3	10	22.7	38	528,200	70.6	19	5.00	27	36.15	25	108.32	23	13.79	31	0.52	14
埼玉県	60.7	37	39.3	11	1,914,000	66.1	31	4.37	42	31.03	39	85.44	43	12.49	43	0.57	4
千葉県	59.0	38	41.0	10	1,667,700	66.3	29	4.40	40	31.89	37	88.53	39	13.07	38	0.55	6
東京都	36.1	46	63.9	2	2,962,100	45.8	47	3.33	47	23.98	47	63.54	47	11.68	46	0.62	2
神奈川県	49.3	42	50.7	6	2,252,300	58.6	41	3.95	46	28.47	44	75.92	44	12.14	45	0.59	3
新潟県	84.0	4	16.0	44	630,800	75.5	5	5.75	9	43.07	5	132.64	5	15.69	6	0.48	28
富山県	80.2	6	19.8	42	301,600	79.4	1	6.38	1	47.63	1	150.08	1	17.05	2	0.44	47
石川県	75.6	14	24.5	34	311,400	70.8	18	5.56	10	41.67	8	127.58	7	16.16	3	0.46	40
福井県	77.5	9	22.5	39	203,000	76.5	4	6.07	2	44.11	3	143.83	2	15.05	12	0.48	28
山梨県	73.8	17	26.1	31	231,700	70.9	17	5.12	22	37.30	19	111.05	20	14.49	19	0.50	21
長野県	78.1	8	21.9	40	571,400	73.0	10	5.56	10	41.96	7	125.69	8	15.75	5	0.48	28
岐阜県	70.8	20	29.2	28	551,100	74.5	7	5.88	4	42.81	6	122.32	10	15.49	7	0.47	34
静岡県	65.8	32	34.2	16	934,800	67.7	24	4.95	28	36.30	23	103.54	26	13.68	32	0.54	8
愛知県	48.4	43	51.6	4	1,758,500	58.7	40	4.62	36	33.50	29	93.46	37	13.63	34	0.53	11
三重県	70.5	21	29.5	27	511,900	73.2	9	5.51	13	39.08	12	112.90	16	15.08	10	0.47	34
滋賀県	65.0	35	35.0	13	378,400	72.6	11	5.82	7	40.83	10	120.91	12	15.06	11	0.47	34
京都府	56.8	40	43.2	8	690,300	60.8	39	4.44	38	30.15	41	86.02	41	13.24	36	0.51	17
大阪府	40.9	45	59.1	3	2,104,300	54.2	44	4.03	44	27.63	46	75.01	46	12.22	44	0.56	5
兵庫県	49.7	41	50.3	7	1,505,300	63.6	37	4.72	34	33.19	34	93.92	36	14.13	23	0.50	21
奈良県	66.7	30	33.3	18	389,400	73.8	8	5.52	12	38.43	15	111.46	19	14.79	15	0.47	34
和歌山県	72.6	18	27.5	30	290,200	74.8	6	5.29	19	35.13	26	108.00	24	14.10	25	0.47	34
鳥取県	74.5	16	25.6	32	148,700	69.8	22	5.80	8	38.94	13	124.72	9	14.59	17	0.46	40
島根県	79.7	7	20.2	41	185,400	71.8	12	5.84	6	38.20	16	128.75	6	14.33	20	0.46	40
岡山県	68.7	26	31.3	22	500,800	67.6	25	5.28	20	36.23	24	110.37	21	14.28	22	0.48	28
広島県	58.4	39	41.6	9	729,800	62.6	38	4.78	32	33.21	33	96.02	33	13.85	28	0.50	21
山口県	65.4	33	34.6	14	396,100	67.3	27	5.07	24	34.34	27	103.31	27	14.58	18	0.46	40
徳島県	67.4	28	32.7	19	214,500	71.8	12	5.32	18	37.25	20	111.95	18	14.72	16	0.48	28
香川県	69.4	23	30.6	25	275,100	71.0	16	5.47	15	38.03	17	112.75	17	15.27	9	0.46	40
愛媛県	67.5	27	32.5	21	384,000	66.3	29	5.03	26	33.97	28	100.48	28	14.29	21	0.47	34
高知県	67.4	28	32.6	20	211,100	65.8	33	4.86	30	31.81	38	94.03	35	14.11	24	0.46	40
福岡県	48.4	43	51.6	4	1,163,500	53.8	45	4.23	43	30.05	42	85.54	42	12.96	39	0.55	6
佐賀県	75.9	12	24.0	36	206,700	70.5	21	5.45	17	38.51	14	116.31	14	13.86	26	0.51	17
長崎県	70.3	22	29.7	26	366,300	66.0	32	4.86	30	32.10	36	98.32	31	13.17	37	0.50	21
熊本県	66.4	31	33.6	17	440,800	64.1	35	4.76	33	32.83	35	100.16	29	12.81	41	0.54	8
大分県	63.8	36	36.2	12	304,000	63.7	36	4.90	29	33.24	32	98.53	30	13.86	26	0.49	25
宮崎県	71.4	19	28.5	29	309,000	67.4	26	4.67	35	30.90	40	96.81	32	12.83	40	0.52	14
鹿児島県	68.8	25	31.2	23	467,100	65.4	34	4.44	38	28.86	43	88.32	40	12.64	42	0.51	17
沖縄県	4.5	47	95.5	1	258,100	48.0	46	4.00	45	27.84	45	75.60	45	10.67	47	0.65	1

市の指標

	総住宅数					居住世帯のある住宅 (戸)	空き家数 (戸)	空き家率 1)			一戸建率 2)		共同住宅率 2)	
	H20	H25	順位	総住宅数 増減率 (%)	順位			H20	H25	順位	%	順位	%	順位
	(戸)	(戸)						(%)	(%)					
新潟県	929,700	972,300		4.6		835,100	132,000	12.1	13.6		76.4		21.7	
新潟市	340,000	366,440	1	7.8	1	320,960	44,020	12.3	12.0	10	65.3	20	32.7	1
長岡市	109,350	112,380	2	2.8	7	97,810	14,130	11.5	12.6	8	75.7	19	22.9	2
三条市	36,790	36,750	6	△ 0.1	12	32,680	4,010	10.8	10.9	13	85.5	12	13.7	8
柏崎市	40,180	38,300	4	△ 4.7	17	32,620	5,490	12.5	14.3	4	79.6	16	19.6	3
新発田市	35,990	37,970	5	5.5	3	32,860	4,930	9.3	13.0	6	84.8	13	13.3	9
小千谷市	13,090	12,890	18	△ 1.5	13	11,580	1,270	8.9	9.9	17	83.6	15	15.1	6
加茂市	10,390	10,550	20	1.5	10	9,390	1,120	9.3	10.6	14	88.5	8	9.2	13
十日町市	20,680	19,880	11	△ 3.9	16	18,250	1,570	9.6	7.9	20	89.5	5	9.4	11
見附市	13,800	14,110	15	2.2	8	12,860	1,230	8.3	8.7	19	90.0	4	9.0	15
村上市	27,250	24,600	9	△ 9.7	20	21,390	3,070	14.1	12.5	9	90.7	3	8.6	17
燕市	28,540	30,080	7	5.4	4	26,480	3,420	9.6	11.4	12	85.8	11	9.3	12
糸魚川市	19,150	19,470	12	1.7	9	16,570	2,820	13.3	14.5	3	87.4	10	10.6	10
妙高市	13,800	12,900	17	△ 6.5	19	11,240	1,640	15.7	12.7	7	87.9	9	9.2	13
五泉市	18,730	18,140	13	△ 3.2	15	16,090	1,900	14.0	10.5	15	93.2	1	5.3	19
上越市	77,140	81,550	3	5.7	2	70,440	9,520	11.6	11.7	11	79.4	17	18.9	4
阿賀野市	13,670	14,260	14	4.3	6	12,830	1,400	7.0	9.8	18	92.8	2	4.8	20
佐渡市	29,240	28,580	8	△ 2.3	14	22,580	5,810	17.8	20.3	1	89.0	7	8.6	17
魚沼市	14,960	14,020	16	△ 6.3	18	12,470	1,470	10.6	10.5	15	83.9	14	14.4	7
南魚沼市	20,880	21,890	10	4.8	5	18,750	3,050	9.0	13.9	5	78.6	18	18.1	5
胎内市	11,540	11,660	19	1.0	11	9,920	1,710	17.4	14.7	2	89.5	5	8.8	16

1) 「総住宅数」に対する割合

2) 「居住世帯のある住宅」に対する割合

市の指標(続き)

	木造率 2) (防火木造を含む)		非木造率 2)		持ち家			専用住宅									
	%	順位	%	順位	(戸)	持ち家住宅率 2)		1住宅当たり		1住宅当たり居住		1住宅当たり		1人当たり		1室当たり	
						住宅率 (%)	順位	居室数 (室)	順位	居室の量数 (畳)	順位	延べ面積 (㎡)	順位	居室の量数 (畳)	順位	人員 (人)	順位
新潟県	84.0		16.0		630,800	75.5		5.75		43.07		132.64		15.69		0.48	
新潟市	77.0	20	23.0	1	213,090	66.4	20	4.94	20	37.00	20	111.15	20	14.83	19	0.51	1
長岡市	81.4	19	18.6	2	73,320	75.0	19	5.73	19	42.94	19	131.87	18	15.36	17	0.49	3
三条市	87.8	13	12.2	8	27,550	84.3	10	6.35	13	47.00	14	142.18	15	15.31	18	0.48	5
柏崎市	87.6	14	12.4	7	25,300	77.6	17	5.78	18	43.49	18	131.76	19	16.48	7	0.46	13
新発田市	94.2	5	5.8	16	26,040	79.2	15	6.15	16	45.51	16	138.77	16	15.66	15	0.47	9
小千谷市	84.5	18	15.5	3	9,460	81.7	14	6.20	15	46.55	15	157.46	7	14.75	20	0.51	1
加茂市	91.3	9	8.7	12	8,050	85.7	8	6.62	7	48.92	9	146.62	13	16.03	10	0.46	13
十日町市	90.4	11	9.6	10	15,950	87.4	5	6.59	8	48.84	10	171.53	3	16.11	9	0.46	13
見附市	92.1	7	7.9	14	11,360	88.3	3	6.55	10	50.21	8	148.10	11	15.65	16	0.49	3
村上市	94.1	6	5.9	15	18,360	85.8	7	6.86	2	50.68	7	157.27	8	17.94	2	0.41	19
燕市	91.5	8	8.5	13	21,930	82.8	12	6.40	12	48.14	11	147.62	12	15.79	12	0.48	5
糸魚川市	90.3	12	9.7	9	14,070	84.9	9	6.41	11	47.20	13	146.29	14	17.63	3	0.42	18
妙高市	90.6	10	9.4	11	9,870	87.8	4	6.86	2	51.01	6	174.15	1	16.85	5	0.44	17
五泉市	96.4	3	3.6	18	14,440	89.7	1	6.82	4	51.15	5	154.14	10	15.84	11	0.47	9
上越市	85.8	16	14.2	5	54,760	77.7	16	5.81	17	43.62	17	134.98	17	15.69	14	0.48	5
阿賀野市	97.0	2	3.0	19	11,500	89.6	2	7.30	1	55.57	1	162.64	6	16.15	8	0.47	9
佐渡市	95.0	4	5.0	17	18,720	82.9	11	6.79	5	51.18	4	154.66	9	19.82	1	0.38	20
魚沼市	85.5	17	14.5	4	10,220	82.0	13	6.30	14	47.42	12	163.03	5	15.72	13	0.48	5
南魚沼市	86.5	15	13.5	6	14,220	75.8	18	6.56	9	51.22	3	173.76	2	16.75	6	0.47	9
胎内市	97.2	1	2.8	20	8,620	86.9	6	6.79	5	51.78	2	169.30	4	17.01	4	0.45	16